

令和7年度向け市町村・一部事務組合一般廃棄物担当者説明会

1. 開催日時

令和6年11月1日（金）～8日（金）13：00～16：00

2. 開催場所及び参加者実績

主要5都市5回 合計399名参加申込（昨年441名参加）

（北海道：58名、東北：35名、関東：162名、関西：80名、九州：64名）

- 説明会を2部構成とし、前半では容リ法に基づく申込、後半ではプラスチック資源循環促進法に基づく申込（製品プラ等）について、それぞれ説明を行った。

3. 説明内容

① 分別基準適合物の引取及び再商品化概要：60分

（全体概要20分、各素材の個別説明40分）

② その他事項：15分（申込注意事項、合理化拠出金等）

③ プラスチック資源循環促進法に基づき分別収集物の再商品化を委託する際の手続き等について：40分

④ その他事項（品質調査、上限価格、市町村の負担コスト等）：25分

※来年度からは説明会の形式をWEB開催に一本化する旨、市町村向けに郵送していた資料は重要なものを除き、REINSよりダウンロードしていただくことを原則とする旨をあわせて報告した。

4. 主な質問項目

（1）素材共通、その他（全般についての質問、意見等）

<記入要領>

Q:指定保管施設で対応できる車両に特定の条件がある場合（車の長さの制限）、どのように記載すれば良いですか。

A:様式3の該当箇所にチェックを付けた上で、引き渡し申込書の「保管施設特記事項」にその旨をご記載ください。再商品化事業者が入札する際の留意点となります。

Q:来年度に指定保管施設内で建物の解体工事を行うため、導線が変更となります。どう記載すれば良いですか。

A:「保管施設特記事項」にできるだけ詳細にご記載ください。

Q:来年度途中でペーラーを変更するため、バールのサイズが変更となります。どう記載すれば良いですか。

A:「保管施設特記事項」にできるだけ詳細にご記載ください。もし可能であれば、変更時期も明記ください。

Q:様式1に担当者名を記載せず、部署名のみとしても良いですか。他の者が対応することもあるので。

A:万一トラブル等があった場合の連絡・確認に必要なので、できれば担当者名をご記載ください。

<見込み量との乖離>

Q: 拠点回収を取りやめる予定なので、引き渡し見込量より実際の引き渡し量が減少すると想定されます。どのような対応が必要になりますか。

A: 大幅な乖離（目安は年間で 20 %以上の増減、なおプラ製容器包装では年間で 10%以上または 1,000 トン以上の増減）が見込まれる場合は、速やかに書面で理由と見込み量をお知らせいただきます。それを踏まえて協議し、協会としての対応を決定いたします。

(2) 素材別

① ガラスびん関連

Q: 医薬品のびんのリサイクルは可能ですか。

A: 基本的に劇薬系のもは不可ですが、錠剤等の医薬品系であれば差し支えありません。

Q: ガラスびんの分別収集ガイドラインについて。シール類は剥がさなくても良いですか。また、収集時にはできるだけ割れないようにとありますが、引き渡すときは割れていても差し支えないですか。

A: シール等は簡単に剥がせるものは、剥がしていただきたいので、市民への啓発をお願いします。

割れについては、収集時は割れないようにお願いしていますが、引き渡す際は市町村ごとの事情もあるため、どちらでも差し支えないとしています。

② PET ボトル関連

Q: 固く糊づけされたラベルやシールについては、どこまで剥がせばよいですか。

A: そうした場合は無理に剥がさなくても結構です。

Q: 落札単価が令和 3 年から大きく変動していますが、どのような理由ですか。

A: 令和 3 年から令和 4 年にかけて大きく有償に振れましたが、この時期から飲料メーカーが PET ボトルの B to B を進めると宣言し、べールの取り合いが始まったのがきっかけと見えています。令和 5 年には若干落ち着いてきましたが、また有償に振れています。宣言の目標は 2030 年までに 50%達成なので、これに合わせて相場が動いていると考えています。

Q: B to B のリサイクルの民間事業者から営業を受けています。今後、独自処理として民間事業者に引き渡すこととした場合、申込引渡し数量の変更は可能ですか。

A: 期中での変更はできません。お申込みいただいた量については引渡しをお願いします。

Q: 独自処理として飲料メーカーに引き渡す場合で、途中で引取りを断られたときは、容リ協会とまた引取り契約を結ぶことはできますか。

A: 基本的にはできません。ただし、あくまで時期による制約なので、然るべき時期にお申込みいただければ、改めて契約いたします。

<要望>

Q: 住民の分別の便宜のために、飲料メーカーの団体等にはラベルの糊の接着を強くしないように、また小売店業界等には販売済確認テープは商品のラベルの上に貼ることを販売員に留意いただくように、それぞれ要望していただけないですか。

A: 他の市町村からも同様のご要望をいただいています。飲料事業者の団体には毎年要望を出しています。小売店業界とはまだ十分に話せていませんが、様々な機会をとらえて要望していきます。

Q: 再商品化事業者から、パレットを提供されて荷積みしていますが、事業者は半期毎の交替が続く一方、当市の規模では引き渡しは半期に 1 度です。パレットの返還、べールの積み直しなどが負担であり、良い対処法や事例をご存知なら教えてください。

A: そうした事例は把握していません。

Q:規模の小さい市町村については半期ではなく年間での入札を検討いただけませんか。

A:一部の市町村だけを例外とはできないと考えています。ただ、対象期間については再商品化事業者からも様々なご要望をいただいております、貴重なご意見として受け止めます。

③紙関連

Q:大型の図面コピー用機械のロール芯は対象ですか。

A:あくまで容れるもの、包むものが対象です。リサイクルマークが付いているものを基本と考えてください。

④プラスチック全般

Q:プラスチックの引取品質として、汚れはどの程度除去すれば良いですか。

A:水で1、2回程軽くすすいでいただければ十分です。湯や洗剤の使用は、環境負荷の点から推奨しておりません。その段階で汚れが取りづらければ、燃えるごみとしてください。また、歯磨き粉のチューブ等、長期間使用する容器にはこびり付きが想定されますので、口のところは拭ってください。再生処理でも洗浄プロセスを経ますが、工程は多様で多数の方が関わりますので、各工場で害虫発生や健康被害等が生じないようにご協力をお願いしています。

Q:一部事務組合としては初めて容リプラを申込むのですが、申込量はどのように算定すれば良いですか。

A:従来は生ゴミと一緒に燃えるゴミとされていたと思われます。その組成の調査を行ってください。過去のデータが無ければ、貴組合を構成する市町村の人口比率やその過去の実績等を基に計算いただくしかないと考えます。

ただし、プラスチックの場合、申込み数量に対して、±10%、また数量的に2000トンの乖離が発生したときは、期中でご報告、ご相談いただくことになる可能性があります。については、申込みに際しては、「保管施設特記事項」欄に一部事務組合としての初めての申込であり、数量の大きな変動も発生する可能性がある旨もご記載ください。

Q:同様に組合では単独収集、混合収集が混在します。様式3の記入では複数チェックとなるのですか。

A:チェックはあくまで一箇所だけです。保管施設は1ヶ所なので、混合収集にチェックください。

⑤プラスチック資源循環促進法（プラ新法）関連

Q:組成調査は当年度に調査する必要がありますか。調査期間としてはどの程度の期間が必要なのですか。また過去の調査データでも使用できますか。

A:調査期間は特に区切っておりません。また、データの期限を設けていないので、過去のものでも差し支えありません。ただし、過去に行った調査の条件と実際に一括収集する際の条件とが異なる場合は、比率が変わるため、あくまで同一の条件で実施する場に限りです。また、ほんの一部だけの調査ではやり直していただくことになります。

Q:容リプラと製品プラのベールを別々に引き渡す場合、当市は従来から容リプラは協会に引き渡しているの、そのベール品質調査結果を利用しても宜しいですか。

A:差し支えありません。製品プラベールについては別途調査していただきますが、容リプラベールにも製品プラが一部混入しているケースがあるので、その分は合算して計算してください。

Q:組成調査の実証試験をするので、実証試験で使用した分を処理する事業者を紹介していただけますか。

A:協会はその立場にありません。貴市で独自処理していただくことになります。

Q:品質調査での独自の調査とは何を指すのですか。ベールを作るのではなく、収集物をそのまま組成調査する場合も当たるのですか。

A:独自の手法とは貴市で実施する実証試験等を指します。収集後は協会の実施要領に沿って調査いただきますが、ベールの状態にしなくても収集してきた袋の状態でも調査していただいて差し支えありません。

Q:調査対象がベールでなくても良いなら、不燃ごみ中の製品プラの重量を計測し、同期間の容リプラの重量との比率を出す方法でも良いですか。

A:以前は国から調査方法について通知が出されており、国が認めれば可としていましたが、今回は通知文書が出ないこととなったため、協会所定の調査方法に沿って実施ください。可燃ごみや不燃ごみなどを対象に市町村で行っている調査のデータについては、協会は可とできませんので、環境省にお問い合わせください。

Q:今年度下期から分別収集物を引き渡していますが、組成比率が途中で変わることがあるのですか。

A:期中（下期）からのお申込みの場合、契約初年度下期と契約次年度上期の品質調査の結果を平均して次年度下期に適用するため、契約変更となる可能性があります。ただし、上期、下期を分けて申し込む必要はありません。

<費用負担>

Q:製品プラの委託料金については、協会経費に排出見込み量に乗じた額という理解で宜しいですか。

A:協会経費の他に、再商品化費用をご負担いただくので、排出見込量に落札単価に乗じた金額も合算していただく必要があります。

Q:請求書については容リ法分（小規模事業者分）、プラ法分それぞれについて請求書が届くのですか。

A:請求書としては一本ですが、容リ法分（小規模事業者分）とプラ法分の明細は分かれます。

<入札>

Q:上限価格を設定しなかったという情報は、再生処理事業者は知ることができるのですか。

A:入札情報は協会が管理し、一切開示しません。上限価額設定の有無、設定価額も同様です。

Q:上限価格を設定した場合で、入札不調になったときは、もう入札はしないのですか。

A:指名競争入札となるので、1回で終わりというわけではありません。

Q:上限価格を設定しない場合、いわゆる「青天井」になるのですか。

A:札がなかなか入らないようであれば、そうなります。

以上